

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成24年第2回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。2番、芳賀 潤君及び3番、東梅 守君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日から6月13日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ご閲覧願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にございます。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を東梅 守君をお願いいたします。ご登壇願います。

○3番（東梅 守君） [報告書のとおり]

○議長（阿部六平君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を岩崎松生君にお願いいたします。ご登壇願います。

○11番（岩崎松生君） [報告書のとおり]

○議長（阿部六平君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇願います。

○町長（碓川 豊君） [報告書のとおり]

○

-
- 日程第 4 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 議案第 4 1 号 大槌町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 7 議案第 4 2 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
日程第 8 議案第 4 3 号 災害の記憶を風化させない事業基金条例の制定について
日程第 9 議案第 4 4 号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0 議案第 4 5 号 大槌町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1 議案第 4 6 号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につい
て
日程第 1 2 議案第 4 7 号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3 議案第 4 8 号 東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例
の一部を改正する条例について
日程第 1 4 議案第 4 9 号 町道の路線の廃止及び変更について
日程第 1 5 議案第 5 0 号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に
関し議決を求めることについて
日程第 1 6 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度大槌町一般会計補正予算（第 2 号）を定め
ることについて
日程第 1 7 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第
1 号）を定めることについて
日程第 1 8 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第 1
号）を定めることについて
日程第 1 9 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第 1 号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第4号繰越明許費繰越計算書についてから日程第19、議案第54号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、16件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

議案第41号、42号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。

町長。

○町長（碓川 豊君） 私のほうから議案第41号と議案第42号の2件の人事案件について、その提案理由を申し上げます。

議案第41号大槌町監査委員の選任につき同意を求めることについて、現在、監査委員としてご尽力いただいております佐藤稲満氏が本年7月24日に任期満了となることから、引き続き本町監査委員として選任いたしたく提案するものであり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏の住所は大槌町大槌第28地割13番地6で、生年月日は昭和14年3月15日生まれの73歳であります。任期は、本年7月25日から平成28年7月24日までの4年間となります。佐藤氏の略歴については裏面のとおりでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

次に、議案第42号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

現委員であります小林伸明氏が本年6月30日で任期満了となることから、家子和男氏を選任いたしたく提案するもので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

家子氏の住所は大槌町小槌第24地割4番5号で、昭和24年9月14日生まれの62歳であります。任期は、本年7月1日から平成27年6月30日までの3年間となります。家子氏は宅地建物取引主任者の資格を有し、町内でみずから家子不動産を経営しており、人格、見識ともすぐれ、適任者と考えております。家子氏の略歴については裏面のとおりでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます、提案理由といたします。

また、このほか報告2件、人事案件を除く議案12件につきましては、総務部長のほうから一括して提案理由をご説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

それでは、平成24年大槌町議会6月定例会における報告2件、人事議案を除く議案12件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第4号から報告第5号までの繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号繰越明許費繰越計算書については、平成23年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。平成24年度に繰り越す額は30億378万3,000円で、繰越事業件数は21件です。国の第3次補正予算に係る繰越事業で主な事業は、共同利用漁船等復旧支援対策事業10億752万4,000円、行政機能応急復旧事業7億4,845万4,000円、消防防災施設整備災害復旧事業2億9,998万4,000円となっております。

次に、報告第5号繰越明許費繰越計算書については、平成23年度大槌町下水道事業特別会計繰越計算書であります。平成24年度に繰り越す額は5億6,522万6,000円で、繰越事業件数は1件です。公共下水道施設に係る災害復旧費で災害査定及び国庫負担金の交付決定時期等により繰り越すものであります。

議案第43号から議案第48号までの条例の制定及び一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号災害の記憶を風化させない事業基金条例の制定については、東日本大震災津波による犠牲者の鎮魂及び災害の記憶を未来永劫に継承していくため、鎮魂の森公園造成及び観光船「はまゆり」復元の財源に充てることを目的に基金を設置するものであります。

議案第44号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行することに伴い、町民税の申告において年金所得者の申告手続の簡素化から、寡婦控除を受けようとする場合には年金保険者への扶養親族等申告書にその旨記載することにより、町民税において当該控除の申告を不要とするためのものであります。

議案第45号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例については、日本に入学、在留する外国人が年々増加していることなどを背景に、外国人住民についても日本人と同様に住

民基本台帳法の適用対象に加えることを内容とした住民基本台帳法の一部を改正する法律、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行により、外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人に関する規定を見直すものであります。

議案第46号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、岩手県の道路占用料徴収条例が本年4月1日から施行に伴い、大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正するもので、本改正により占用料が減額となり、都市再生特別措置法による道路占用を申請する事業者に対して負担軽減を図るものであります。

議案第47号大槌町手数料条例の一部を改正する条例については、大槌町印鑑条例の一部を改正する条例の改正理由と同様に、日本に入国、在留する外国人が年々増加していることなどを背景に、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えることを内容とした住民基本台帳法の一部を改正する法律、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行により、外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人に関する規定を見直すものであります。

議案第48号東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の延長により、減免期間を延長しようとするものであります。

議案第49号町道の路線の廃止及び変更については、大ヶ口地区の災害公営住宅の整備に関して路線の廃止及び変更を行うもので、廃止路線数は9路線、変更路線数は1路線となっております。道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第50号岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人に関する規定の見直し等を行うもので、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第51号から議案第54号につきましては、各会計の平成24年度補正予算であり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第51号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについては、震災復興事業の赤浜地区防災集団移転促進事業、沿岸営農拠点センター整備事業及び共

同利用漁船等復旧支援対策事業補助金等を補正するものであり、歳入歳出予算に163億3,438万3,000円を追加し、歳入歳出総額を300億9,865万2,000円とするものであります。

第2表では、大槌橋修繕事業等に係る過疎債及び小型動力ポンプ付積載車購入事業等の起債の追加であります。

議案第52号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、震災の被災による保険税の還付金を補正するもので、歳入歳出予算に407万3,000円を追加し、歳入歳出総額を18億6,076万9,000円とするものです。

議案第53号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、大ヶ口地区災害公営住宅に関する管渠整備及び臼沢地区雨水排水路整備事業等を補正するもので、歳入歳出予算に1億1,239万7,000円を追加し、歳入歳出総額を19億9,525万4,000円とするものであります。

議案第54号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、新築家屋への公共ます設置工事等の増額を補正するもので、歳入歳出予算に174万2,000円を追加し、歳入歳出総額を7億2,578万4,000円とするものです。

以上、報告2件、人事議案を除く議案12件に関して一括で提案理由を申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 以上をもって、当局からの説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす9日から11日まで議案思考のため休会とし、12日は午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時13分